

2020年度
全国統一要約筆記者認定試験
筆記試験 問題用紙

2021年2月21日（日）

*これは問題用紙です。答えは解答用紙に記入してください。

*用紙が配付されても合図があるまで開かないでください。

*試験終了後、問題用紙も回収します。メモなどを消す必要はありません。

I-1 聴覚に関する各問いの2つの文の正誤について、適切な記号を記入しなさい。

- (1) a 伝音系は外耳と中耳である。
b 外耳道での共鳴により母音が聞き取りやすくなるように、250Hz～2000Hzの音が増幅される。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (2) a 中耳は空気の振動が内耳液の振動に変換されるときに損失を補う。
b 打ち骨・きぬた骨・あぶみ骨の3つがつながって耳小骨連鎖をつくっている。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (3) a 鼓膜は音を感じる器官で、感音系に含まれる。
b 後迷路は聴神経から脳にいたる部分を指す。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (4) a 聴覚閾値とは、聴覚が生じるか否かの境界となる値で、聞こえはじめる最も小さな音圧を指す。
b 語音明瞭度とは、決められた単語を聞き、正答率(%)で示す。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り
- (5) a 感音難聴は、突発性難聴などの急性疾患は特に治療が困難である。
b 混合難聴は伝音系にも感音系にも障害がある場合を言うが、非常に稀な難聴である。
ア どちらも正しい イ aのみ正しい ウ bのみ正しい エ どちらも誤り

I-2 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

- (1) 聴覚障害により低下した聞こえを補聴器や人工内耳などで補うことを聴覚補償という。
- (2) 補聴援助システムの1つであるヒアリングループは、部屋の床や天井に設置されている場合もあるが、個々に首にかけるなどして携帯できるものもある。
- (3) 人工内耳のイヤホンから出た音が耳せん(イヤーマールド)から漏れてピーピーと発信音が出ることをハウリングという。
- (4) 読話をしやすい上手な話し方のポイントは、①口の開け方ははっきりと、②一音ずつ区切りながら、③少しゆっくりと話す、④普通の声の大ききさで話す、である。
- (5) 聞こえに不自由を感じている人の人数は、日本では高齢社会の進展もあり、人口の5～10%程度と見られ、多く見積もれば国民の10人に1人である。
- (6) 障害者総合支援法の日常生活用具給付は都道府県事業の地域生活支援事業である。

- (7) 障害者総合支援法などの福祉制度は本人が申請することによってはじめて機能するが、対象者に制度の周知が徹底されていない状況もあり、市町村福祉窓口や耳鼻科医、補聴器販売店等の連携により制度の周知が図られることが急務である。
- (8) 一般にトータルコミュニケーションとは、コミュニケーションをとる双方にとって最も負担の少ないコミュニケーション方法を複数の中から選択し、使用することをいう。
- (9) Tコイルが設けられている補聴器ではスイッチを「T」から「M」に切り替えると電話（拡聴電話）が聞き取りやすくなる。
- (10) 遠く離れた人とのコミュニケーションを遠隔コミュニケーションといい、難聴者では電子メール、ファックス、テレビ電話などが使われるようになっている。

I-3 次の図は聴力検査結果の模式図である。以下の文の空欄にあてはまる数字や適切な語句を語群から選び、記号を記入しなさい。



注意：縦軸と横軸の名称・単位および数字、左右を示す記号は省略してあります。

- (1) 標準純音聴力検査の結果は (①) によって示される。
- (2) ①の縦軸は、(②) (音の大きさ：単位は (③))、横軸は (④) (音の高さ：単位は (⑤)) を表す。
- (3) それぞれの周波数の聴力レベルを右耳は (⑥) 、左耳は (⑦) で書き入れる。
- (4) ①の縦軸は下に行くほど音が大きくなり、①の横軸は右に行くほど音が高くなる。したがって、グラフが図のように右下がりである場合は、音が (⑧) なるほど聞こえにくい。
- (5) 聞こえはじめる最小音からうるさく感じるまでの幅を (⑨) というが、この⑨が極端に狭く、大きな音に対する抵抗力が弱い状態は (⑩) といわれ、感音難聴の聞こえの特徴の一つである。

ア 高く	イ 増幅	ウ オージオメーター	エ 聴取弁別力の低下
オ 聴力レベル	カ 耳鳴	キ 波長	ク ダイナミックレンジ
ケ dB	コ m/s	サ 平衡障害	シ Hz
ス 不快レベル	セ ○	ソ △	タ □
チ ×	ツ 強く	テ オージオグラム	ト 低く
ナ 聴覚閾値	ニ Hg	ヌ 音速	ネ 補充現象
ノ 周波数	ハ Pa	ヒ オージオグラフ	

I-4 次の表の空欄にあてはまる数字や語句を記入しなさい。

難聴の程度	(①)	聞こえの程度	障害程度等級
正常	25dB 未満	普通の会話は問題ない	
軽度難聴	25～50dB 未満	声が小さいと聞き取れないことが多い テレビの音を大きくしたがる	
(②) 難聴	50～(④) dB 未満	普通の会話が聞きづらい 近くの自動車の音にやっと気づく	
(③) 難聴	(④)～90dB 未満	大きな声でも聞きづらい	6級(④ dB～) 4級(80dB～、または語音明瞭度(⑤)%以下の場合)
ろう	90dB 以上	耳元の大きな声も聞きづらい 日常音はほとんど聞こえない	3級(90dB～) 2級(100dB～)

II-1 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

- (1) 基本的人権とは、ただ人間であることを理由として認められるものであり、憲法97条にあるように人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である。

- (2) 国連「障害者の権利宣言」は、障害者は人間として尊重される権利、同年齢の市民と同等である基本的権利などが明記され、この理念はその後、国際障害者年、国連障害者の10年を経て世界に広がっていった。
- (3) 無告の窮民に限って国家が救済するという救護法は、救済の基本は親族や共同体の相互扶助によるものとし1874年に制定された。
- (4) 精神衛生法は、1984年に宇都宮の精神病院での非人間的な扱いが社会問題化したことから、入院患者の人権保護と社会復帰の促進を組み込んだ精神保健福祉法へと改正された。
- (5) 1869年、ロンドンにトインビー・ホールが設立され、慈善団体の連絡・調整、戸別訪問活動の実施、救済対象の適正化が行われ、ソーシャルワークの先駆けとしての大きな役割を果たした。
- (6) 2006年に国連で採択された障害者権利条約を批准する前には、障害者基本法などの国内法改正に取り組み、2014年に批准し発効に至った。
- (7) 2003年から始まった支援費制度では措置から契約へと大きく変わり、障害当事者の自己決定に基づく地域生活の実現を目指すものであったが、財源不足により僅か3年で障害者自立支援法へと変更となった。
- (8) ADAはアメリカに住む障害を持つ人たちの平等と機会均等化を進めた法律で、社会参加の権利を保障し、障害を理由とするあらゆる差別を禁止している。
- (9) ノーマライゼーションとは、知的障害のある子どもの親たちによる、入所施設に対する批判をきっかけに生まれたものである。
- (10) 国際生活機能分類（ICF）とは1980年にWHOが発表したもので、障害を3つのレベルでとらえたものである。

II -2 次の問題を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 人権の分類として該当しないものはどれか。
ア 自立権 イ 社会権 ウ 参政権 エ 自由権
- (2) 国連が20世紀に採択した人権条約に該当しないものはどれか。
ア 子どもの権利条約 イ 人種差別撤廃条約 ウ 障害者権利条約
エ 移住労働者権利条約
- (3) 障害者権利条約の第2条の定義に該当しないものはどれか。
ア 言語 イ 意思疎通 ウ 障害にもとづく差別 エ 自立

- (4) 障害者総合支援法の自立支援給付に該当しないものはどれか。
ア 地域生活支援事業 イ 介護給付 ウ 相談支援 エ 補装具
- (5) カウンセリングにおいて「無条件の肯定的配慮」とも呼ばれ、クライアントをそのまま受け入れることを何というか。
ア 非審判的態度 イ 受容 ウ 共感的理解 エ 傾聴

II -3 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) (①)とは、障害者が他の者との(②)を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- (2) 人権の一般的な分類として、(③)、参政権、社会権、受益権(国務請求権)、包括的基本権、平等原則・平等権がある。
- (3) クライアントが援助者に対して信頼できる人であるという実感を持つことができ初めて援助が成り立つが、この専門的援助関係の良好な信頼関係を(④)という。
- (4) 要約筆記者の(⑤)の前文に「私たち要約筆記者は」の書き出しで、要約筆記者としての覚悟が示され、続けて(⑥)つの宣言が記されている。
- (5) 国民の権利や自由を守るために、憲法によって国家権力を制限し、憲法にもとづく政治をすることを(⑦)という。
- (6) (⑧)として有名なのは(⑨)で実施されたブースやロウンダリーによるもので、貧困に至る要因には社会的責任に帰すべきものが多いことを明らかにした。
- (7) 2016年度に施行された(⑩)では、合理的配慮の不提供は差別であると示されたが、この合理的配慮の提供について行政は義務であるのに対し、事業者は(⑪)となっている。
- (8) 1960年代に(⑫)において、障害学生の運動からはじまった(⑬)は、働くことのできない重度障害者であっても、市民として地域で当たり前生きる権利を求めた運動である。
- (9) 「生活・人生の主人公はその人自身」という視点を持ち、困難を抱えている人々の内在する力を高められるようにする支援を(⑭)という。
- (10) 2006年4月から施行された障害者自立支援法は、サービス量に応じて1割の利用料を徴収する(⑮)となり、批判が集中した。

Ⅲ-1 次の文章の空欄にあてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 1952年に難聴者の親睦団体として(①)会が設立した。
- (2) 初期の中途失聴・難聴者の運動に大きな影響を与えたものとして、1975年に出版された「(②)」があげられる。
- (3) 全難聴の活動のひとつに、1996年の(③)拡充運動があり、これが放送法や著作権法の改正につながった。
- (4) ある対象物をことばで説明する場合、優先されるのは(④)、次に(⑤)というルールにのっとって行えば、秩序だった説明が可能になる。
- (5) コミュニケーションには多くのノイズが存在する。音声言語なら周囲の騒音、マイクがないなどで音声聞き取れないことを(⑥)ノイズという。
- (6) パラグラフの構造は論理的な説明の基本形で、(⑦)文、支持文、結文の3部分からなる。
- (7) 文章要約は大きく分けると2つの型があります。(⑧)法と(⑨)法といわれ、前者は(⑩)をまとめる方法、後者は(⑪)をつかむ方法である。
- (8) 要約筆記者養成カリキュラムでは、「2つの(⑫)」と「5つの(⑬)」が掲げられている。
- (9) 専門職にはその役割を担うにあたり、求められる(⑭)倫理がある。
- (10) 1970年代後半には、京都で助成金を得て要約筆記研究会が開催され、(⑮)叢書が発行された。

Ⅲ-2 次の文のうち、正しいものは○、誤っているものは×を記入しなさい。

- (1) 2000年に改正された社会福祉法で、権利を擁護する事業として、第一種社会福祉事業として要約筆記事業が規定された。
- (2) 要約筆記者養成カリキュラムは、2011年に厚生労働省から都道府県に向けて通知された。
- (3) ノートテイクでは全体投影以上に利用者の視線移動に配慮する必要がある。
- (4) 要約筆記の「読みやすさ」とは、画面に表示された文字が少ないことである。

- (5) 要約筆記の三原則といわれるのは「速く、正しく、読みやすく」であり、このなかで最も重要なのは「速く」である。
- (6) 話しことばの特徴を活用した要約技術では、短く表現する技術として「置換」や「文末処理」がある。
- (7) 障害者総合支援法の地域生活支援事業では、第七十八条の地域生活支援事業で要約筆記者養成が都道府県の任意事業になっている。
- (8) 要約が日常的に意味を持つものとして、意図の明確化・伝達の効率化・情報の可視化を挙げることができる。
- (9) 全体投影でのスクリーンの設置位置は主催者が決めるものであり、それが不適切でも要約筆記者は余計なことは言わない。
- (10) 要約筆記者は現場で知りえた情報を口外しない守秘義務があるので、派遣事業体への報告書にも、通訳内容は書いてはいけない。

Ⅲ-3 次の問題を読んで選択肢からあてはまるものを選び、記号を記入しなさい。

- (1) 要約筆記に関するできごとで内容を述べた文で適切でないものはどれか。
 - ア 1960年代後半、軽度の難聴者が聞き取って黒板やOHPに書くことがあった。
 - イ 1973年、全国難聴者組織推進単位地区研究協議会においてOHPを使った要約筆記が行われ、全国に広がることになった。
 - ウ 1981年の要約筆記奉仕員養成事業、1985年の要約筆記奉仕員派遣事業の実施は、自治体を選んで行うことから、メニュー事業と呼ばれる。
 - エ 1983年、全国要約筆記問題研究会が発足したが、その前身は要約筆記サークル連合会であった。
- (2) 要約筆記が国の制度に入る前の出来事はどれか。
 - ア 全国要約筆記関係者懇談会開催
 - イ 要約筆記奉仕員派遣制度
 - ウ 全国要約筆記問題研究会発足
 - エ 要約筆記奉仕員養成カリキュラム
- (3) 障害者総合支援法の地域生活支援事業において、市町村の必須事業になっていないものはどれか。
 - ア 要約筆記者の派遣
 - イ 手話奉仕員の養成
 - ウ 要約筆記者の養成
 - エ 手話通訳者の派遣

- (4) コミュニケーションについて正しく述べた組み合わせは、ア～カのどれか。
- A コミュニケーションの成立には、共通のことばが必要である。
 B コミュニケーションは、送り手の意思ではなく受け手の反応から始まる。
 C コミュニケーションの成立には、受け手と送り手双方の近似的な合意形成の意志が大きな役割を果たす。
 D バードウィステルによると二者間の対話で、言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションでのメッセージの伝達率は言語コミュニケーションの方が高い。
- ア AとB イ AとC ウ AとD エ BとC オ BとD
 カ CとD
- (5) 「情報保障に対する考え方」で適切でないものはどれか。
- ア 送り手も自分のメッセージをできるかぎり、自分の発した意図にそって受け手が理解できるよう心がける。
 イ 聞こえない人がいる場では、その場のすべて人の意思、配慮、方法等が必要である。
 ウ 要約筆記者が要約筆記の持つ制約の上で、その場で可能な補完の方法も提起することは重要である。
 エ 字幕のない映像場面での要約筆記は、著作権の侵害になるので行ってはならない。

Ⅲ-4 要約筆記者としての対応を答えなさい。

- (1) 全体投影の派遣に応じたとき、以下の人たちとの連携としてあなたは何をしますか。いずれもここでは聴者とする。
- ① 派遣元 依頼状が届いたとき
 ② 主催者 会場に入ったとき
 ③ 講演者 打ち合わせで会ったとき
- (2) 懇親会での全体投影（OHC、OHPまたパソコン）での現場の打ち合わせ。主催者である司会の担当者から、後半にクイズをおこなうといわれ、その説明を聞いたが一度で覚えきれないような複雑なクイズだった。チームの対応としてどうすることが良いと思いますか。50～60字以内で書きなさい。

Ⅳ-1 次の文が正しかったら○、間違っていたら×を記入しなさい。

- (1) 世界の言語を他動詞文の主語（S）・目的語（O）・述語の動詞（V）という語順の観点から分類すると、日本語はSOV語である。
- (2) 母音とは、口腔のどこかで息が妨げられて発せられる音で、標準的な日本語の母音をかなで表すと「ア イ ウ エ オ」の5つである。

- (3) 日本語のアクセントは強弱アクセントであるが、意味の区別の上で絶対的なものではない。
- (4) かな文字やローマ字のように、音節や単音を表す文字を表音文字という。
- (5) 文はその構造として、「何が」を示す部分と、「どうする・どんなだ・なんだ」を示す部分とを軸にして作られているが、前者を述語、後者を主語という。
- (6) 常用漢字表（2010年内閣告示）の漢字の数は2997字である。
- (7) 「高い」という単語と「低い」という単語の関係は、反義語である。
- (8) 「現代仮名遣い」（1986年内閣告示）に示されたかなの使い方は、法的な拘束力を持つものではない。
- (9) 「送り仮名の付け方」（1973年内閣告示、1981年、2010年に一部改正）の通則によれば、「かならず」は「必ず」、「ふたたび」は「再び」と送り仮名をつける。
- (10) 「外来語の表記」（1991年内閣告示）によれば、「コンピューター」「コンピュータ」のどちらの表記も許容されている。

IV-2 次の文章の空欄に、あてはまる語句を記入しなさい。

- (1) 母音を中心として切れ目なく発音される、最小のひとかたまりの音声を（①）という。
- (2) 文を話し手の気持ちの表し方の違いによって分けたとき、話し手の知りたいことを聞き手に尋ねている文を（②）という。
- (3) 個人が日常の言語表現で使用する語彙を表現語彙をいい、ふだん使わないが、読んだり聞いたりしたときにわかる語彙を（③）という。
- (4) 「母、おふくろ、かあちゃん、おかあさん」のように、意味がほとんど同じか、または似ている単語の仲間のことを（④）という。
- (5) 「やま、はる、あし、あるく、おおきい、しずかな、しかし」などのようにもともとから日本にあったとされる単語を（⑤）という。

IV-3 次の文章の空欄に当てはまる語句を①～④から選び、記号を記入しなさい。

- (1) アクセントは単語を単位としているが、イントネーションは（①段落 ②文節 ③自立語 ④文）を単位としている。

- (2) 人やものの性質や状態などを指し示す単語で、「～い」の形のもの「～な」の形のものがある品詞は (①動詞 ②名詞 ③形容詞 ④副詞) である。
- (3) 日本語の表記において、ごく一般に、ひらがなに漢字・カタカナをまじえて使用する文を (①漢字かな表記文 ②漢字かな使用文 ③漢字かな遣い文 ④漢字かなまじり文) という。
- (4) 「現代仮名遣い」(1986年内閣告示)によれば、「太郎は お小遣いを 貯めて 買った 世界中の 地図を 毎日 嬉しそうに 眺めている。」をひらがな表記すると、() とするのが普通である。
- ①たろうは おこずかいを ためて かった せかいじゅうの ちずを
まいにち うれしそうに ながめている。
- ②たろうは おこづかいを ためて かった せかいぢゅうの ちずを
まいにち うれしそうに ながめている。
- ③たろうは おこづかいを ためて かった せかいじゅうの ちずを
まいにち うれしそうに ながめている。
- ④たろうは おこづかいを ためて かった せかいじゅうの ちづを
まいにち うれしそうに ながめている。
- (5) 「公用文における漢字使用等について」(2010年)によれば、() の表記が望ましい。
- ①したがって、その政策を実行すると消費者の負担が増えて行くのは目に見えているので、私は直ちに反対の署名をした。
- ②したがって、その政策を実行すると消費者の負担が増えていくのは目に見えているので、私は直ちに反対の署名をした。
- ③したがって、その政策を実行すると消費者の負担が増えていくのは目に見えているので、私はただちに反対の署名をした。
- ④従って、その政策を実行すると消費者の負担が増えていくのは目に見えているので、私は直ちに反対の署名をした。